

軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（記載要領）

税制改正に伴い、令和元年10月1日から申告書の様式が変わります。
これまでの申告書の様式は、令和元年10月1日以降は使用できませんので、ご注意ください。
 ※軽自動車の申告書の様式が、これまでの3枚複写から4枚複写に変更されます。
 ※申告書の並び順が変更されます。

【記載例（新規取得等）】

＜申告書の並び順 [提出先]＞
 1枚目 種別割申告書
 [全軽自協鳥取事務所]
 2～4枚目 環境性能割申告書
 (納税済証)
 [鳥取県自動車団体連合会
 ⑥番窓口]

課税の際重要な項目です。
 車検証情報と記載間違いがないようにご注意ください。

今回新設した項目
 ※主たる定置場に記載された市町村を「○」で囲んでください。

記載場所が下にズレます。

【記載例（県内移転）】

＜申告書の並び順 [提出先]＞
 1～2枚目 種別割申告書
 (転入・転出)
 [全軽自協鳥取事務所]
 3～4枚目 環境性能割申告書
 [鳥取県自動車団体連合会
 ⑥番窓口]

課税の際重要な項目です。
 車検証情報と記載間違いがないようにご注意ください。

今回新設した項目
 ※主たる定置場に記載された市町村を「○」で囲んでください。

記載場所が下にズレます。

【お問合せ（軽自動車）】
 東部県税事務所 電話 0857-20-3526